

平成22年3月1日

各 位

会社名 株式会社 オ プ ト ロ ム
代表者名 代表取締役社長 三浦 一博
(コード番号：7824 名証セントレックス)
問合せ先 取締役管理部部长 佐藤 政治
(電話番号 022 - 392 - 3711)

第三者割当により発行される株式及び第2回新株予約権の募集に関するお知らせ

当社は、平成22年3月1日開催の取締役会において、下記のとおり第三者割当により発行される株式(以下、「本新株式」という。)及び第三者割当により発行される第2回新株予約権(以下、「本新株予約権」という。)の募集を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 募集の概要

<本新株式の概要>

- | | |
|---|------------------------------------|
| (1) 発行期日 | 平成22年3月18日 |
| (2) 発行新株式数 | 当社普通株式 1,936,000株 |
| (3) 発行価額 | 1株につき金31円 |
| (4) 発行価額の総額 | 60,016,000円 |
| (5) 資本組入額 | 1株につき金15.5円 |
| (6) 資本組入額の総額 | 30,008,000円 |
| (7) 募集又は割当方法 | 第三者割当の方法により、Oakキャピタル株式会社に全て割り当てます。 |
| (8) その他有価証券届出書に記載している内容のうち発行株式に関する必要な内容 | |
- 前各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

<本新株予約権の発行要領>

- | | |
|--|---|
| (1) 発行期日 | 平成22年3月18日 |
| (2) 本新株予約権の総数 | 130個 |
| (3) 発行価額 | 総額1,955,200円(新株予約権1個当たり15,040円) |
| (4) 当該発行による潜在株式数 | 6,500,000株 |
| (5) 資金調達額 | 203,455,200円
(内訳) 新株予約権発行分 1,955,200円
新株予約権行使分 201,500,000円 |
| (6) 行使価額 | 1株当たり 31円 |
| (7) 募集又は割当方法 | 第三者割当の方法により、Oakキャピタル株式会社に全て割り当てます。 |
| (8) その他有価証券届出書に記載している内容のうち発行新株予約権に関する必要な内容 | |
- ①期限前取得条項
②前各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

(注) 本新株予約権の特徴

・期限前取得条項

本新株予約権の割当日から3か月を経過した日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が15取引日連続して、当該取引日に適用のある行使価額の180%を超え、かつ、当該取引日以前15連続取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の売買代金の累計が、40,000,000円を超えた場合において、当社取締役会が取得する日(以下、「取得日」という。)を定めた場合、当社は、当該取得日の

ご注意:この文書は、当社が第三者割当により発行される株式及び新株予約権の募集に関して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。株式及び新株予約権の発行は、特定投資家による私募で、募集又は売出しは行われません。

2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき15,040円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができます。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行います。

2. 第三者割当による新株式及び新株予約権発行の目的及び理由

(1) 当該資金調達背景、目的及び理由

当社は、環境に配慮した次世代照明の市場が急激に拡大する中、今後、当社の新製品である省エネルギー型蛍光灯「E・COOL」の売上高が増加することを見込んでおります。この「E・COOL」は台湾のGreat Top Technology社と共同開発し、特許出願しており、その特徴として従来の蛍光灯に比べ消費電力・CO2を40%削減し、長寿命の上に価格では次世代照明として期待されるLED照明の1/3～1/2程度とコストパフォーマンスに優れた製品であります。平成21年10月から本格的に販売を開始し、当第3四半期連結累計期間に売上高144百万円となり、順調に実績を伸ばしてまいりました。今後は、さらなる市場開拓に努力し、一定の市場性を有することで、環境社会に貢献しつつ経営的にも安定させることができる商材の一つと考えております。この売上増加が見込まれる「E・COOL」の台湾の製造委託先への仕入在庫資金が必要となります。更に、この「E・COOL」を成長事業とするために20W型蛍光灯、110W型蛍光灯など新製品を開発することが必要と考えます。これらの取り組みを実施するためには、当社の手元資金では不十分であるため、この取り組みを実行する資金を第三者割当による本新株式の発行と本新株予約権の発行により資金調達を行うことに決定いたしました。

当社グループは、CD・DVDの製造販売、海外の記録型ディスクメーカーに対し光ディスク生産用原盤であるスタンパーを販売し、国内業界では唯一の独立メーカーとして国内第4位の地位を築いてまいりました。

しかし、昨今のIT・モバイル通信の急激な進展は、音楽・映像配信利用を著しく増加させることとなり、その結果、光ディスク業界の市場性は縮小傾向にあります。更には、平成20年9月に米国に端を発した金融危機により、個人消費が低迷し取引先からの受注額は当社グループの予想を超えて落ち込むなど、当社グループの置かれた市場環境は大きな転換点を迎えております。

このような状況下において、平成21年3月期に2期連続で営業損失、経常損失を計上し、シンジケート・ローン契約の財務制限条項及び純資産維持条項にも抵触するに至りました。当社は、当該状況を解消すべく貸付人である全ての取引金融機関に対し経営基盤の再構築のための経営合理化計画を提出し、契約変更の協議を行った結果、平成21年4月17日付でシンジケート・ローン契約の変更契約を締結いたしました。これにより前連結会計年度において、期限の利益に係る請求を受ける可能性を解消し、取引金融機関から従来通りの融資を受けております。

なお、その契約変更の内容は次のとおりです。

①各事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額を、直近事業年度末日における単体の貸借対照表に記載される純資産の部の合計金額以上に維持すること。

②各事業年度末日における単体の損益計算書に記載される営業損益及び経常損益を損失としないこと。

当社グループは、前々事業年度（単体）及び前連結会計年度において2期連続の営業損失であり、さらに前連結会計年度においては多額な当期純損失を計上するに至ったことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、当第3四半期連結累計期間においても継続的に営業損失を計上したことから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

当社は、当該状況を解消すべく、経営合理化計画を策定し、利益の黒字化を目標として、販売価格の適正化（売上原価に見合う価格転嫁）、製造コストの削減などを実行する一方、「E・COOL」など新製品の開発・販売による利益増収など、当該経営合理化計画を引き続き実行してまいります。

しかしながら、当社が関連するCD市場の緩やかな減少傾向や固定資産の減損損失の発生、主原料の市況変動による影響など、当社における事業等のリスクを考慮した場合、業績回復が遅れることにより、結果としてシンジケート・ローン契約の財務制限条項に抵触する可能性があり、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められます。

当社グループは、この経営合理化計画を着実に実施するとともに、市場環境の変化を見据え、企業の継続成長を目指すためには新規事業へのチャレンジが必須と認識し、新たに環境エネルギー事業に取り組んでまいりました。今般、CO2削減に大きな効果があるCCFL蛍光灯（冷陰極蛍光灯）「E・COOL」の製品化・量産化に成功しております。

当社では、調達される資金を新製品「E・COOL」等環境エネルギー事業の仕入在庫資金及び研究開発資金に充当して、今後の成長基盤の確立と中長期的な企業価値の向上を企図しており、今回の資金調達は既存株主の皆様の利益に資するものと考えております。

※「E・COOL（イークール）」の特徴

CCFL（冷陰極蛍光灯）を用いた次世代照明器具のCCFL蛍光灯で台湾のGreat Top Technology社と共同開発し、特許出願と商標登録をしております。

従来の蛍光灯に比べ消費電力・CO2を40%削減し、1メートル直下の照度を370ルクス以上と通常蛍光灯と同等の照度を確保しております。構造的には本体の中にCCFL管2本を内蔵させ、照射面をポリカーボネート、背面をアルミ板でカバーし、一定強度を保ちリサイクル可能な製品に仕上げています。さらに、内蔵されるCCFL自体は6万時間以上の定格寿命を有しております。

(2) 当該資金調達の方法を選択した理由

当社は「E・COOL」の販売拡大と新規事業の成長を行うためには資金確保による財務体質の強化が必須であると考え、直接調達及び間接調達の様々な資金調達の手法を検討いたしました。

間接調達につきましては、取引金融機関からは従来どおりの融資を受けておりますが、当社の第3四半期連結会計期間において、継続企業の前提に関する注記があることから3.（2）記載の使途の資金を全額調達することは困難であり、直接調達の方法により手元資金を調達することにいたしました。

直接調達の手法検討のうち、昨今の金融情勢、資本市場の状況を勘案しますと、第三者割当の方法による資金調達は、公募増資又は株主割当での発行と比較して、安定的かつ機動的な資金調達方法であることから、第三者割当による新株式の発行と新株予約権の発行による調達といたしました。

「E・COOL」の仕入資金の内、本年3月から4月まで決済される仕入れに対応する資金を本新株式による調達とし、事業拡大に沿った、その後の仕入れ及び研究開発に対応する資金を本新株予約権による調達としております。

このような中、Oakキャピタル株式会社からの第三者割当による新株式の発行と新株予約権の発行の具体的な提案を受け、本新株式及び本新株予約権による資金調達が将来的な必要資金が確保できる可能性があること及び同社が当社の事業内容や中長期の事業戦略に理解を示していることから当該資金調達を決定いたしました。

ただし、本新株予約権の行使については、その性質上、割当予定先であるOakキャピタル株式会社に委ねられることから、当社にとって機動的な調達と成り得ない可能性があります。

3. 調達する資金の額、使途及び支出予定時期

(1) 調達する資金の額（差引手取概算額）

調達する資金の総額	263,471,200円
内訳（株式発行による調達額）	60,016,000円
（新株予約権の発行による調達額）	1,955,200円
（新株予約権の行使による調達額）	201,500,000円
発行諸費用の概算額	17,500,000円
内訳（アドバイザーフィー）	14,000,000円
（価格算定費用）	1,500,000円
（登記費用他）	2,000,000円
差引手取概算額	245,971,200円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 本新株予約権の行使期間中に行使が行われない場合又は当社が取得した本新株予約権を消却した場合には、上記差引手取概算額は減少いたします。

(2) 調達する資金の具体的な使途

① 本新株式による調達資金

本新株式による調達資金につきましては、現在進めているCCFL蛍光灯「E・COOL」の拡販活動による受注増加に対応しての仕入計画に沿って、下記(3)①「本新株式による調達資金」記載の、既に発注している仕入在庫資金として充当する予定としております。

② 本新株予約権による調達資金

本新株予約権による調達資金につきましては、平成22年3月19日から平成25年3月18日までの権利行使期間中に、権利行使に伴う払い込み後、一旦、手元資金とし、現在進めているCCFL蛍光灯「E・COOL」の拡販活動による受注増加に対応しての仕入れ及び在庫計画に沿って、下記(3)②「本新株予約権による調達資金」記載の、仕入在庫資金と研究開発資金に充当する予定としております。

なお、本新株予約権の行使による払込みの有無及び時期とCCFL蛍光灯「E・COOL」の受注状況が確定していないため、資金使途の具体的な内容、金額、所在地、着手及び完了予定年月等については、現時点において確定しておりませんが、支出時期より前に資金が確保できた場合、支出時期まで調達された資金管理は銀行預金で管理を行います。

(3) 調達する資金の支出予定時期

① 本新株式による調達資金

本新株式による調達資金の支出予定時期は以下のとおりです。

想定している使途	想定金額	想定支出予定時期
(a) 仕入在庫資金（環境エネルギー事業）	59百万円	平成22年3月～平成22年4月

(a) : CCFL 蛍光灯「E・COOL」の既に発注している仕入予定及び在庫予定に対応する資金

② 本新株予約権による調達資金

本新株予約権による調達資金の支出予定時期は以下のとおりです。

想定している使途	想定金額	想定支出予定時期
(a) 仕入在庫資金（環境エネルギー事業）	155百万円	平成22年4月～平成25年3月
(b) 研究開発資金（環境エネルギー事業）	32百万円	平成22年3月～平成23年3月

(a) : CCFL 蛍光灯「E・COOL」の今後発注する仕入れ及び在庫確保に対応する資金

(b) : CCFL 蛍光灯「E・COOL」の新製品研究開発及び付帯する製品開発に対応する資金

(4) 調達する資金使途の合理性に関する考え方

当社では本新株式による調達資金を急増している「E・COOL」受注について既発注分の仕入代金に充当する予定です。

さらに、本新株予約権で調達する資金を「E・COOL」の今後の仕入代金及び新製品開発に充当し、環境エネルギー事業における、今後の成長基盤を確立することにより中長期的な企業価値の向上を図ることを目的としており、今回の資金調達は既存株主の皆様の利益に資するものと考えられることから、かかる資金使途は合理的であると判断しております。

4. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本新株式の発行価額は、割当予定先であるOakキャピタル株式会社との協議の結果、本件第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日である平成22年2月26日の名古屋証券取引所セントレックス市場における当社普通株式の終値の33円を参考とし、発行価額を31円（ディスカウント率は6.1%）といたしました。

なお、当該直前営業日までの1か月間の終値平均35円に対するディスカウント率は11.4%、当該直前営業日までの3か月間の終値平均38円に対するディスカウント率は18.4%、当該直前営業日までの6か月間の終値平均35円に対するディスカウント率は11.4%となっております。

取締役会決議日の前日終値を参考値と採用いたしましたのは、平成22年2月12日の平成22年3月期第3四半期決算発表及び平成22年3月期通期業績修正発表後に形成された株価が、直近の市場価格として、当社株式の価値をより公正に反映していると判断したことによるものであり、当社の業績動向、当社の株価動向、本件第三者割当により発行される株式数及び割当予定先の保有方針等を考慮しつつ、割当予定先との交渉の結果、前日終値を参考値とすることを決定いたしました。かかる発行価額につきましては、日本証券業協会の「第三者割当増資等の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、当社は合理的な価額であり有利発行には該当しないものと判断しております。

この判断に基づいて、当社取締役会では、環境エネルギー事業における、今後の成長基盤を確立することにより中長期的な企業価値の向上を図るという今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株式の発行条件について十分に討議、検討を行い、社外取締役2名を含む出席取締役全員の賛成により本新株式の発行につき決議いたしました。

また、本新株予約権の発行価額（1個当たり15,040円）は、本新株予約権の発行要項及び割当予定先との間で締結する予定の本新株予約権の総数引受契約に定められた諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションを基礎として独立した第三者機関（東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社）が算定した結果、その算定価値を踏まえ本新株予約権1個の払込金額を金15,040円といたしました。本新株予約権の発行価額の算定方法は、第三者機関からの算定結果報告書から、算定に係る前提条件及びその算定方法について適正なものであることを確認いたしました。

さらに、本新株予約権の行使価額は、本新株予約権の特徴、当社株価の推移を鑑み、割当予定先との協議の結果、本件第三者割当に係る取締役会決議日の直前営業日である平成22年2月26日の名古屋証券取引所セントレックス市場における当社普通株式の終値の33円を参考とし、行使価額を31円といたしました。本新株予約権の行使価額の算定方法は、本新株の発行価額と同様であります。

以上のことから、本新株予約権の発行価額及び行使価額については、適正かつ妥当な価額であり、有利発行には該当しないものと判断しております。

この判断に基づいて、当社取締役会では、環境エネルギー事業における、今後の成長基盤を確立することにより中長期的な企業価値の向上を図るという今回の資金調達の目的、他の調達手段の選択肢を考慮するとともに、本新株予約権の発行条件について十分に討議、検討を行い、社外取締役2名を含む出席取締役全員の賛成により本新株予約権の発行につき決議いたしました。

なお、当社監査役3名全員（うち、社外監査役2名）から、本新株式の発行価額、本新株予約権の払込金額及び行使価額を含む発行条件等は、市場慣行に従った一般的な方法であり、それ自体で特に割当先に有利な金額ではなく、有利発行には該当せず適法である旨の意見を得ております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

O a k キャピタル株式会社に割り当てる本新株式による新株式発行数 1,936,000 株及び本新株予約権の目的である株式の総数 6,500,000 株を合わせた 8,436,000 株に対する議決権数は 8,436 個となり、当社の総議決権数 18,317 個に占める割合が 46.1%となることから、相応の株式価値の希薄化につながるようになります。

しかしながら、昨今の当社を取り巻く厳しい事業環境の下で、速やかかつ確実な資金調達方法により、環境エネルギー事業を拡大することが重要な経営課題であり、当該資金を確保することは、当社にとって不可欠と考えております。これにより、当社の企業価値及び株主価値の向上につながるものと考え、さらには、自己資本の充実、財務健全性の強化により、安定的な事業運営及び資金調達の柔軟性の向上、並びに安定的な金融機関との取引継続を目指すためには、本件第三者割当は、当社にとって必要不可欠と考えられます。

以上の理由より、当社の企業価値及び株主価値の向上に寄与するものと見込まれることから、本件第三者割当の募集規模は、合理的であるとと考えております。

5. 割当先の選定理由等

(1) 割当先の概要

① 名 称	Oakキャピタル株式会社																																										
② 所在地	東京都港区赤坂八丁目10番24号																																										
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役会長兼CEO 竹井 博康																																										
④ 事業内容	投資事業																																										
⑤ 資本金	3,077百万円(平成22年1月31日現在)																																										
⑥ 設立年月日	大正7年2月22日																																										
⑦ 発行済株式数	215,824,287株(平成22年1月31日現在)																																										
⑧ 決算期	3月																																										
⑨ 従業員数	(連結)51名																																										
⑩ 主要取引先	一般法人																																										
⑪ 主要取引銀行	三井住友銀行、三菱東京UFJ銀行、みずほコーポレート銀行																																										
⑫ 大株主及び持株比率	エスアイエツクス エスアイエス エルティエーデー(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行決済事業部)5.67%、竹井博康4.12%、エルエムアイ株式会社4.02%(平成21年9月30日現在)																																										
⑬ 当事会社間の関係	<table border="1"> <tr> <td>資本関係</td> <td>当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。</td> </tr> <tr> <td>人的関係</td> <td>当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。</td> </tr> <tr> <td>取引関係</td> <td>当社と当該会社との間には、本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達に関するアドバイザリー業務を当社が発注し、当該会社が受注した受発注関係があります。</td> </tr> <tr> <td>関連当事者への該当状況</td> <td>当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。</td> </tr> </table>			資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。	人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。	取引関係	当社と当該会社との間には、本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達に関するアドバイザリー業務を当社が発注し、当該会社が受注した受発注関係があります。	関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。																																
資本関係	当社と当該会社との間には、記載すべき資本関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき資本関係はありません。																																										
人的関係	当社と当該会社との間には、記載すべき人的関係はありません。また、当社の関係者及び関係会社と当該会社の関係者及び関係会社の間には、特筆すべき人的関係はありません。																																										
取引関係	当社と当該会社との間には、本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達に関するアドバイザリー業務を当社が発注し、当該会社が受注した受発注関係があります。																																										
関連当事者への該当状況	当該会社は、当社の関連当事者には該当しません。また、当該会社の関係者及び関係会社は、当社の関連当事者には該当しません。																																										
⑭ 最近3年間の経営成績及び財政状態	<table border="1"> <thead> <tr> <th>決算期</th> <th>平成19年3月期</th> <th>平成20年3月期</th> <th>平成21年3月期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>連結純資産</td> <td>9,854</td> <td>5,109</td> <td>2,338</td> </tr> <tr> <td>連結総資産</td> <td>25,800</td> <td>11,609</td> <td>3,004</td> </tr> <tr> <td>1株当たり連結純資産(円)</td> <td>45.02</td> <td>23.97</td> <td>10.43</td> </tr> <tr> <td>連結売上高</td> <td>24,340</td> <td>17,084</td> <td>2,302</td> </tr> <tr> <td>連結営業利益</td> <td>△2,079</td> <td>△3,267</td> <td>△1,097</td> </tr> <tr> <td>連結経常利益</td> <td>△2,096</td> <td>△3,339</td> <td>△1,087</td> </tr> <tr> <td>連結当期純利益</td> <td>△3,624</td> <td>△4,331</td> <td>△2,616</td> </tr> <tr> <td>1株当たり連結当期純利益(円)</td> <td>△17.50</td> <td>△20.92</td> <td>△12.45</td> </tr> <tr> <td>1株当たり配当金(円)</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>			決算期	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期	連結純資産	9,854	5,109	2,338	連結総資産	25,800	11,609	3,004	1株当たり連結純資産(円)	45.02	23.97	10.43	連結売上高	24,340	17,084	2,302	連結営業利益	△2,079	△3,267	△1,097	連結経常利益	△2,096	△3,339	△1,087	連結当期純利益	△3,624	△4,331	△2,616	1株当たり連結当期純利益(円)	△17.50	△20.92	△12.45	1株当たり配当金(円)	—	—	—
決算期	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期																																								
連結純資産	9,854	5,109	2,338																																								
連結総資産	25,800	11,609	3,004																																								
1株当たり連結純資産(円)	45.02	23.97	10.43																																								
連結売上高	24,340	17,084	2,302																																								
連結営業利益	△2,079	△3,267	△1,097																																								
連結経常利益	△2,096	△3,339	△1,087																																								
連結当期純利益	△3,624	△4,331	△2,616																																								
1株当たり連結当期純利益(円)	△17.50	△20.92	△12.45																																								
1株当たり配当金(円)	—	—	—																																								

(単位：百万円。特記しているものを除く。)

※ なお、割当予定先は株式会社東京証券取引所市場第二部に上場しており、当該割当予定先の役員又は主要株主(主な出資者)が反社会的勢力等とは一切関係がないと判断しております。なお、その旨の確認書を株式会社名古屋証券取引所に提出しています。

ご注意:この文書は、当社が第三者割当により発行される株式及び新株予約権の募集に関して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。株式及び新株予約権の発行は、特定投資家による私募で、募集又は売出しは行われません。

(2) 割当先を選定した理由

当社は、環境エネルギー事業の拡大において「E・COOL」の開発過程から、新規事業資金の需要に対して、手持現金が不足すると予測し、当該資金調達手段について検討をしております。

今回、割当予定先として選定したOakキャピタル株式会社は、国内外での投資実績が豊富で、かつ、潜在成長力が高い新興上場企業に対する投資を積極化している東証二部の上場会社であります。

投資会社である同社が、同社の新規顧客開拓のための営業活動の一環として、当社に対して、資金調達のご案内をいただいたことをきっかけに、当社に対して、当社の事業戦略、財務内容及び資金需要等の説明を行い、当社の現状を理解していただいたうえで、今回の本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達のご提案をいただきました。

当社が同社を割当予定先として選定した理由は、まず上場企業であることから、上場していない投資事業者などに比べ、割当先として適正と考えており、次に、同社は投資支援先等に対する事業戦略コンサルティングを行っていることから幅広いネットワークを持っており、顧客の紹介をしていただくなどにより潜在的な需要の開拓が期待でき、当社の収益に結びつく可能性があると考えました。

更に、同社の表明内容で、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がない純投資目的であることや、可能な限り市場動向に配慮しながら本新株式及び本新株予約権の行使により取得する株式を売却していくことも重視いたしました。以上により、同社の提案は当社のニーズを満たすものであると判断し、今回、同社を割当予定先として選定いたしました。

なお、本件第三者割当は、日本証券業協会の会員である証券会社の斡旋を受けて行われたものではありません。

(3) 割当先の保有方針

Oakキャピタル株式会社の本新株式並びに本新株予約権及びその行使後の当社株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと及び可能な限り市場動向に配慮しながら本新株式及び本新株予約権の行使により取得する株式を売却していく旨の表明を受けております。

なお、当社は、払込期日から2年間においてOakキャピタル株式会社が本新株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び譲渡株式数等の内容を直ちに書面にて当社へ報告すること、当社が当該報告に基づく報告を株式会社名古屋証券取引所に行うこと、及び当該報告の内容が公衆の縦覧に供されることに同意することにつき、Oakキャピタルから確約書を得る予定であります。

(4) 割当先の払込みに要する財産の存在について確認した内容

本新株式及び本新株予約権の発行に係る払込みについては、Oakキャピタル株式会社より払込期日に全額払い込むことの確約をいただいております。また、Oakキャピタル株式会社が提出した直近の四半期報告書により、本新株式及び本新株予約権の発行価額の払い込みに足りる現預金その他流動資産を有していることを確認しております。

(5) 株券貸借に関する契約等

割当予定先であるOakキャピタル株式会社は、当社普通株式について、いかなる者とも株券貸借に関する契約を締結しておらず、また、その予定もない旨の表明を受けております。

6. 募集後の大株主及び持株比率

募 集 前 (平成 21 年 9 月 30 日現在)		募 集 後 (新株式が割当された後)		募 集 後 (新株予約権が全部行使された後)	
株式会社エフティ・ビジネス・デベロップメント	16.40%	株式会社エフティ・ビジネス・デベロップメント	14.84%	O a k キャピタル株式会社	31.53%
和田 衛	5.16%	O a k キャピタル株式会社	9.56%	株式会社エフティ・ビジネス・デベロップメント	11.23%
酒巻 孝司	4.26%	和田 衛	4.67%	和田 衛	3.53%
株式会社ベルーナ	3.33%	酒巻 孝司	3.85%	酒巻 孝司	2.92%
和田 久	1.99%	株式会社ベルーナ	3.01%	株式会社ベルーナ	2.28%
堀口 肇	1.75%	和田 久	1.80%	和田 久	1.36%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1.74%	堀口 肇	1.58%	堀口 肇	1.20%
ジャイク・技術シード壱号投資事業有限責任組合	1.36%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1.57%	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	1.19%
安部 正文	1.36%	ジャイク・技術シード壱号投資事業有限責任組合	1.23%	ジャイク・技術シード壱号投資事業有限責任組合	0.93%
小泉 信一	1.35%	安部 正文	1.23%	安部 正文	0.93%

(注) 1. 上記の割合は、少数点以下第 3 位を四捨五入して算出しております。

2. 募集後の大株主及び持株比率は、平成 21 年 9 月 30 日時点の株主名簿を基準としております。

3. 割当予定先である O a k キャピタル株式会社の本新株式及び本新株予約権の行使後の当社株式の保有方針は純投資であり、当社の経営に介入する意思や支配株主となる意思がないこと、加えて可能な限り市場動向に配慮しながら当社株式の売却をしていく旨の表明を受けております。したがって、今後において、同社が筆頭株主である主要株主になることはなく、当社の経営体制に変更が生じる可能性は極めて低いものと判断しております。

7. 今後の見通し

(1) 業績への影響の見通し

本件第三者割当による平成 22 年 3 月期の業績に与える影響は軽微であります。来期以降の当社の業績に寄与するものと見込んでおります。

(2) 企業行動規範上の手続きに関する事項

本新株式及び本新株予約権の発行による資金調達率は、希薄化率が 25% 以上になることから、株式会社名古屋証券取引所の定める上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則第 34 条、同取扱い 17 に定める、経営者から一定程度の独立したものによる当該割当の必要性及び相当性に関する客観的な意見の入手を要することになります。そこで、本日（当該発行取締役会決議日）に当社の監査役全員（うち、社外監査役 2 名）及び社外取締役 2 名から発行数量及び株式の希薄化に関し、当社の更なる事業拡大が可能となり、企業価値及び株主価値の向上が見込まれることから、株式の希薄化の規模は合理性があり、その必要性及び相当性に関して適切であるとの意見を得ております。また、本件第三者割当は支配株主との取引等に該当しません。

8. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(1) 最近3年間の業績

(単位：千円)

決算期	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期(連結)
売上高	3,337,810	3,122,944	3,113,404
営業利益	226,743	△46,586	△131,853
経常利益	144,177	△110,172	△205,432
当期純利益	71,662	△76,866	△927,041
1株当たり当期純利益(円)	4.95	△5.09	△53.20
1株当たり配当金(円)	1.50	—	—
1株当たり純資産(円)	104.08	102.12	38.38

(注) 1. 平成21年3月期から連結財務諸表を作成しております。

2. 平成19年3月期の1株当たり配当額1円50銭には、上場記念配当50銭が含まれております。

(2) 現時点における発行済株式数及び潜在株式数の状況

種類	株式数	発行済株式数に対する比率
発行済株式数	18,320,000株	100.00%
現時点の行使価額における潜在株式数	579,000株	3.16%
下限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—
上限値の転換価額(行使価額)における潜在株式数	—	—

最近の株価の状況

① 最近3年間の株価の状況

	平成19年3月期	平成20年3月期	平成21年3月期
始値	125円	70円	26円
高値	131円	70円	84円
安値	67円	24円	14円
終値	70円	26円	27円

② 最近6か月間の状況

	平成21年9月	平成21年10月	平成21年11月	平成21年12月	平成22年1月	平成22年2月
始値	29円	23円	38円	34円	43円	40円
高値	30円	38円	65円	44円	48円	40円
安値	22円	23円	28円	33円	39円	30円
終値	23円	38円	34円	41円	39円	33円

③ 発行決議日の前営業日における株価

	平成22年2月26日現在
始値	33 円
高値	33 円
安値	33 円
終値	33 円

(3) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当による自己株式の処分

払 込 期 日	平成20年6月3日
調 達 資 金 の 額	30,600,000 円
処 分 価 額	51 円
処分時点における発行済株式数	15,900,000 株
処 分 株 式 数	600,000 株
割 当 先	株式会社エフティ・ビジネス・デベロップメント
処分時における当初の資金用途	全額運転資金として充当
処分時における支出予定時期	平成20年6月
現時点における充当状況	運転資金に充当済みであります。

以 上

(別紙1) 第三者割当による株式発行要項

- | | |
|---------------------|--|
| 1. 発行新株式数 | 普通株式 1,936,000 株 |
| 2. 発行価額 | 1 株につき金 31 円 |
| 3. 発行価額の総額 | 60,016,000 円 |
| 4. 増加する資本金及び資本準備金の額 | 資本金 30,008,000 円
増加する資本準備金の額は、会社計算規則第 14 条 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。 |
| 5. 申込期日 | 平成 22 年 3 月 18 日 |
| 6. 払込期日 | 平成 22 年 3 月 18 日 |
| 7. 割当先及び株式数 | Oakキャピタル株式会社 1,936,000 株 |
| 8. その他 | (1) 前記のほか、新株式の発行に関して必要な事項の決定については当社代表取締役社長に一任する。
(2) 前記各号については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。 |

(別紙2) 株式会社オプトロム第2回新株予約権発行要項

1. 新株予約権の名称 株式会社オプトロム第2回新株予約権 (以下、「本新株予約権」という。)
2. 本新株予約権の払込金額の総額 金1,955,200円
3. 申込期間 平成22年3月18日
4. 割当日及び払込期日 平成22年3月18日
5. 募集の方法 第三者割当の方法により、全ての本新株予約権をOakキャピタル株式会社に割当て、募集新株予約権総数引受契約を締結する。
6. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数又はその数の算定方法
 - (1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。
 - (2) 本新株予約権1個の行使により当社が当社普通株式を新たに発行又はこれに代えて当社の有する当社普通株式を処分 (以下、当社普通株式の発行又は処分を「交付」という。) する数は、50,000株 (以下、「対象株式数」という。) とする。

本新株予約権の目的である株式の総数は6,500,000株とする。

ただし、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行うときは、次の算式により対象株式数を調整する。

$$\text{調整後対象株式数} = \text{調整前対象株式数} \times \text{分割又は併合の比率}$$

また、割当日以降に、当社が時価を下回る価額での新株式の発行若しくは自己株式の処分 (ただし、新株予約権の行使により新株式を発行又は自己株式を処分する場合を除く)、合併、会社分割又は株式無償割当てを行う場合等、対象株式数を変更することが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うものとする。

これらの調整後対象株式数は、当該調整事由に係る第10項による行使価額の調整に関し、同項に定める調整後行使価額を適用する日以降これを適用する。

- (3) 上記(2)に基づき対象株式数の調整を行った場合において、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。
7. 本新株予約権の総数 130個
8. 各本新株予約権の払込金額 本新株予約権1個につき金15,040円
9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法
 - (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の本新株予約権1個当たりの価額は、対象株式数に、以下に定める行使価額を乗じた金額とし、計算の結果生じた1円未満の端数は四捨五入するものとする。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額 (以下、「行使価額」という。) は、31円とする。ただし、第10項の規定に従って調整されるものとする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は四捨五入するものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割又は併合の比率}}$$

調整後行使価額は、株式分割に係る基準日の翌日以降又は株式併合の効力が生じる日以降これを適用する。

- (2) 当社は、本項第(1)号の場合のほか、本項第(3)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付される場合は、次に定める算式 (以下、「行使価額調整式」という。) をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

ご注意:この文書は、当社が第三者割当により発行される株式及び新株予約権の募集に関して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。株式及び新株予約権の発行は、特定投資家による私募で、募集又は売出しは行われません。

(3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

①本項第(5)号②に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合(ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求又は行使による場合を除く。)、調整後の行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

②株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主(普通株主を除く。)に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、これを適用する。

③取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合(無償割当の場合を含む)又は本項第(5)号②に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合(無償割当の場合を含む)、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てがその発行時点の行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日(新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日)の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

④本号①ないし③の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①ないし③の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付株式数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された当社普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

ただし、行使により生ずる1株未満の端数は切り捨て、現金調整は行わない。

(4) 本項第(1)号から第(3)号までの規定にかかわらず、行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(5) ①行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。

②行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日(ただし、本項第(3)号④の場合は基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値(当日付けで終値のない日数を除く。)とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

③行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、

調整後の行使価額を適用する日の1か月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(1)号及び第(3)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。

- (6) 本項第(1)号及び第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
- ①当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ②その他行使価額の調整を必要とするとき。
 - ③行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
- (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(1)号に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
11. 本新株予約権の行使期間
平成22年3月19日から平成25年3月18日までとする。ただし、第13項に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。
12. その他の本新株予約権の行使の条件
各本新株予約権の一部行使はできない。
13. 新株予約権の取得事由
本新株予約権の割当日から3か月を経過した日以降、金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が15取引日連続して、当該取引日に適用のある行使価額の180%を超え、かつ、当該取引日以前15連続取引日の金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の売買代金の累計が、40,000,000円を超えた場合において、当社取締役会が取得する日（以下、「取得日」という。）を定めた場合、当社は、当該取得日の2週間前までに本新株予約権者に対する通知又は公告を行うことにより、当該取得日において本新株予約権1個につき15,040円で、当該取得日に残存する本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。なお、本新株予約権の一部の取得をする場合には、抽選その他の合理的な方法として当社取締役会が決定する方法により行うものとする。
14. 新株予約権の譲渡制限
該当事項はありません。
15. 新株予約権証券の発行
当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しない。
16. 新株予約権を行使した際に生ずる1株に満たない端数の取り決め
新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。
17. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
18. 新株予約権の行使請求の方法
- (1) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、第11項に定める行使期間中に第20項記載の行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書を第20項記載の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第21項に定める

ご注意:この文書は、当社が第三者割当により発行される株式及び新株予約権の募集に関して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。株式及び新株予約権の発行は、特定投資家による私募で、募集又は売出しは行われません。

払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

- (3) 本新株予約権の行使の効力は、行使請求に要する書類が第20項に定める行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が第21項に定める払込取扱場所の口座に入金された日に発生する。

19. 株券の不発行

当社は、行使請求により発行する株式にかかる株券を発行しない。

20. 行使請求受付場所

当社 管理部総務課

21. 払込取扱場所

株式会社七十七銀行 芭蕉の辻支店

22. 新株予約権の払込金額及びその行使に際して出資される1株当たりの財産の価額について、本新株予約権及び本新株予約権に係る総数引受契約の諸条件を考慮して、一般的な価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによる算定結果を参考に、本新株予約権1個の払込金額を第8項記載のとおり15,040円とした。さらに、本新株予約権の行使に際して出資される1株当たりの財産の価額は第9項記載のとおりとする。

23. 当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転をする場合の本新株予約権の取扱い

当社が、合併（合併により当社が消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以下、総称して「組織再編成行為」という。）をする場合、当該組織再編成行為の効力発生の時点において残存する本新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を有する本新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号のイないしホに掲げる株式会社（以下、総称して「再編成対象会社」という。）の新株予約権を、次の条件にて交付するものとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅するものとする。ただし、次の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を定めた吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画が、当社株主総会において承認された場合に限るものとする。

①交付する再編成対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数を交付する。

②新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

③新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案のうえ、目的である株式数につき合理的な調整がなされた数（以下、「承継後株式数」という。）とする。ただし、調整により生じる1株未満の端数は切り捨てる。

④新株予約権を行使することのできる期間

第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力が生ずる日のいずれか遅い日から、第11項に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

第17項に準じて決定する。

⑥各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

第9項に準じて決定する。

⑦その他の新株予約権の行使条件、新株予約権の取得事由及び条件

第12項ないし第14項に準じて決定する。

⑧新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを

切り捨てるものとする。

24. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。

- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。

- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

ご注意:この文書は、当社が第三者割当により発行される株式及び新株予約権の募集に関して一般に公表するためのものであり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。株式及び新株予約権の発行は、特定投資家による私募で、募集又は売出しは行われません。